

日本に対する朝鮮の請求権

非公式なワシントン宣明の見解は朝鮮政府に列渡された日本財産は、朝鮮が受けとることか、さうな補償のすべに成るだろうと述べている。朝鮮人の見解では、朝鮮の財産は、日本人に占有され、利用されてきた朝鮮の所有物にすぎず、しかもどうみてもそれは日本人が四十一年の占領期間に朝鮮から持ち去った大量の貨幣と財貨を償うには甚だ不十分であるとしている。

朝鮮の場合、一部分は朝鮮の経済学者により、また一部分は米軍政部によつて任命された *Mac Shorne* 委員とされる特別経済委員会が働いた米人達によつて作成されたバランス・シートに明かにされている。

米國で教育を受けた崔淳周博士はこの委員会が判断を公表するように整理した。

日本に対する朝鮮の請求権	
一、実際に日本が國庫勘定に移した諸金額	
A. 一七三七一—一七四四年の間に朝鮮の予算から日本陸軍予算へ現金で移された陸軍経費	一五九、八〇六、〇〇〇円
B. 朝鮮の郵便貯金勘定から日本が國庫へ移された年金（一七〇〇—一七四四年）額	一四六、五七九、〇〇〇円
C. 生師保険基金勘定から日本國庫へ移された額	七〇、〇〇〇、〇〇〇円
D. 簡易保険基金勘定から日本國庫へ移された額	一、九七三、〇〇〇円
二、貿易関係による借方残高	
A. 一七四五年八月十五日現在、朝鮮銀行の日本銀行に対する借方残高	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
B. 金銀塊の借方残高	一五〇、〇〇〇、〇〇〇円
C. 朝鮮銀行とは別な朝鮮諸銀行の日本銀行に対する借方残高	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

ロ 郵便為替の借方残高	三二八、〇〇〇、〇〇〇 円
エ 郵便貯金の借方残高	八八七、九二〇、〇〇〇 円
三 朝鮮在任朝鮮人の日本における投資	
A 朝鮮人により所有された担保付債券と日本政府公債	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
B 朝鮮の銀行によつて所有された日本銀行券（通貨）	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
四 朝鮮銀行により所有された他の債券	
A 日本国債	五、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
B 日本公社債券	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
C 商業証券	四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
五 他 未解決の朝鮮の請求権	
A 日本治下の満洲、中国南洋諸島における朝鮮人の投資	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
B 在日朝鮮人の日本における投資	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

六 調査されなければならぬ未詳個請求権	
A 一九一〇年台併時に日本によつて没収された旧朝鮮政府の海外投資ならびに財産	
B 一九一〇年一、二、三、四、五年の間に反日活動にかつたにより日本側に没収せられた朝鮮人の個人財産	
C 一九一〇一、二、三、四、五年の間に日本が図書館ならびに博物館に移された美術財、骨董品および歴史的文書	
総 計	四九、二五四、二八八、〇〇〇 円

朝鮮に対する日本の請求権

朝鮮に対する日本の請求権	
一、朝鮮における日本の投資	
A. 工場及び機械（朝鮮におけるこの種機械の総投資額） B. 金融及び銀行等（朝鮮における総銀行資本） C. 商業組織等（朝鮮における総商業投資額） D. 漁業、鉱業並びに（朝鮮におけるこの種投資額） E. 土地（一九四四年の評價）	二、三、七、七二〇、二七六円 四、四一、六九一、四六七円 六〇、三、一五七、一一五円 五七九、一七二、一三一円 七、二六五、七七三円 四八、六七四、一九九円 五三三、七二二円 一、一七八、六九五円

二、朝鮮に残された日本人の所有の住宅と船舶	
A. 各戸約二万円として約二〇万戸の在韓日本人所有住宅	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
B. 各種船舶	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
総計	八、八八九、三九六、四二〇円

この表は日本が朝鮮に対して負っている四百億円以上の一九四五年度の貨幣価値での未償還負債を示している。仮りに一九五〇年のインフレ化した価値で返済されたとしても、この総額は朝鮮工業化の発展に大きく寄与するに充分であろう。これらの総額を重大なものがないとしか帳消しにしようとする企圖は到底大韓民国によって受け入れられないであろう。